



平成18年5月29日

各 位

会社名 遠州トラック株式会社
代表者名 代表取締役社長 澤田 邦彦
(JASDAQ・コード 9057)
問い合わせ先
役職・氏名 取締役管理本部長兼経理部長
寺田 正彦
電 話 0538-42-1111

内部統制システム構築の基本方針に関するお知らせ

当社は、平成18年5月29日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

当社は、法令、定款、社内諸規程を遵守し、リスクマネジメントと一体をなす内部統制システムを構築・整備することが経営の健全性、透明性を高め、当社にとって最適かつ最大のコーポレートガバナンスに資するとの認識のもと、以下の決議を行いました。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役および使用人たる従業員は、法令、定款、社内諸規程を遵守することはもとより、社会人として常に社会規範、社会倫理に則った行動をとり、企業活動を通じて社会的責任(CSR)を果たすものとする。
- (2) 法令遵守(コンプライアンス)に関する規程の整備を図るとともに、代表取締役社長を最高責任者として、内部監査室が各職場における遵法状況をチェックする体制を構築し、全社的な遵法風土の確立を目指す。
- (3) 内部監査室は、関係部署と連携し、随時、コンプライアンスの状況を取締役、監査役に報告するとともに、不適切な事例については所要の改善指導、命令を行う。
- (4) 取締役および従業員は、それぞれ業務の運営状況について相互に牽制し合い、法令違反等不適切な事実を発見した場合は、遅滞なく内部監査室や代表取締役に報告するものとする。代表取締役は、かかる風土の醸成に努めるとともに、そのための社員教育を徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程、文書管理規程等に基づき、文書(電磁的記録を含む)を記録、保存するとともに、必要な場合、閲覧、謄写できる体制を確保する。
- (2) なお、電磁的記録については、IT技術の進展に伴い漏洩リスクが格段に高まっているため、従業員を含め、記録媒体の管理を厳正に行うとともに、そのバックアップシステムを整備強化する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営の意思決定のタイミングや巧拙に伴う全般的な事業運営リスクや機会損失リスク、与信リスク、システムリスク、環境侵害リスク、訴訟リスク等、多岐に亘る諸リスクを的確に把握し、適時、適切に取締役会、関係部署に伝達する体制を構築する。これらリスクの管理および損失の予防のため、業務執行体制を強化するとともに、横断的な組織・会議体の整備を行う。
- (2) 斯業にとって最もリスクウェイトの高い交通事故や荷役作業中の事故防止に向け、業務管理部主催の安全衛生委員会や自動車整備講習会等を定期的に開催し、事故原因の究明、対策の立案、実行に努める。
- (3) 大規模地震災害等に備え、有事の際の防災体制を確立するとともに、今後、事業継続計画（BCP）の策定に努める。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の経営上の重要事項は、毎月1回開催される定例取締役会、および臨時取締役会に報告、付議される。また、日々の業務執行状況は毎週開催される連絡会議（本社常勤役員、部次長以上で構成）、事業所別の月次の業績分析や対策の立案は毎月開催される経営会議（役員、事業部長、本社部長、営業所長で構成）や事業部会議、また重要な稟議事項、投資案件等については毎週1回開催される本社幹部会（本社常勤役員で構成）で審議されるなど、諸会議体を通じて取締役の業務執行や意思決定の判断に資する体制を確保する。
- (2) 取締役は、取締役会規程、職務権限規程、および職務分掌規程等に基づき事業部門長に対する権限委譲を行う一方、責任の明確化を図り、所管業務の適切かつ効率的な執行にあたる。

5．当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社（親会社）と関連子会社一体となった内部統制システム推進のため、子会社においても当社に準拠した内部統制システム、コンプライアンス体制構築に向けた諸規程の整備を図る。
- (2) 子会社に対する管理・監督は、関係会社管理規程に基づき原則総務部所管となっているが、グループ会社間の連携をより緊密にし、子会社の自主性を尊重しつつ、一体となった業務運営を図るため、グループ会社経営連絡会を企画する。なお、関連子会社の月次業績および重要な経営事項は定例取締役会に報告、付議されている。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社は現在、監査役を補助すべき使用人を置いていないが、今後、監査役がその設置を求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、その指名を行うこととする。
- (2) 前項の使用人は、取締役会および他のいかなる業務執行部門からも独立し、その指示命令権限は監査役に属し、監査役の同意なく当該使用人の人事異動等は行わない。

7．取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、適時、重要な経営情報、業務の執行状況を監査役に報告する。監査役は取締役会をはじめ、前記の経営会議、本社幹部会等に出席するとともに、取締役に対し必要な報告を求めることができる。
- (2) 内部監査室、および監査役の職務を補助すべき使用人の指名を受けた者は、当該監査の計画およびその結果を監査役に適時、的確に報告するとともに、監査役監査と内部監査の実施方法、その報告体制等について相互に必要な調整を行う。

8 . その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、定期的に監査上の重要事項について代表取締役と意見交換を行うとともに、他の取締役、会計監査人、子会社の取締役等との情報交換に努める。当該会合には必要に応じ、顧問弁護士等の社外専門家の出席を求める。
- (2) 前項のとおり、監査役は内部監査室と緊密な情報交換を行うとともに、経理部、総務部、経営企画部とも連携を密にし、その職務の実効を上げるための体制を推進する。

以 上